

奈良県非住宅木造建築市場調査業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和5年5月9日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

奈良県非住宅木造建築市場調査業務

### (2) 業務の目的

奈良県内の素材(丸太)生産量は昭和37年の1,191千 $\text{m}^3$ をピークに約1/7(令和3年 約170千 $\text{m}^3$ )まで減少しており、県土の77%を森林が占める当県の基幹産業の一つである林業は危機的状況にある。しかし、従来、吉野材に代表される奈良県産材の強みとされてきた優良材については、住宅様式の変化や、住宅着工戸数の減少傾向などから、激しい需要減衰に直面している。今後の奈良県産材の需要拡大のためには、新たな市場の開拓が急務である。

現在、建築基準の合理化や木質耐火部材等の技術開発が進んでおり、全国的に非住宅分野での木材利用が注目されている。

そこで、今後需要の増加が見込まれる、非住宅木造建築市場において、どのような木材が求められ、成長余力が見込まれるのかといった展望について調査を行う。また、奈良県産材や現在の奈良県の木材産業の構造について分析を行った上で、戸建て住宅向けの優良材を主としてきた奈良県産材が、非住宅木造建築市場においてどのように活用されうるのか、定量的な把握を行うことで、今後の販路拡大の基礎資料とすることを目的とする。

### (3) 業務の内容

- ①非住宅木造建築市場の現状調査
- ②奈良県産材および奈良県木材産業の現状分析
- ③中間報告
- ④非住宅木造建築におけるモデルケースの分析
- ⑤検証および評価
- ⑥業完了報告書の作成

### (4) 業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「奈良県非住宅木造建築市場調査業務委託業務説明書」(以下「業務説明書」とする。)に示すところによるものとする。

### (5) 委託上限額

5,800,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

### (6) 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日(木)までとする。

## 2 応募資格

本委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4」検査・分析・調査業務で登録されている者(企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者)であるこ

- と。
- (2) 過去5年間（平成30年4月1日～令和5年3月31日）において、国、地方公共団体又は民間企業等と本件業務と同類業務（市場調査、マーケットリサーチ等の調査・分析業務）の履行実績を有する者であること。
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
  - (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (6) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
  - (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (9) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (10) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。

### 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の応募資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類の虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先および問い合わせ先）

奈良県水循環・森林・景観環境部奈良の木ブランド課 ブランド戦略係  
TEL 0742-27-7470 FAX 0742-27-1070  
住所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

- (2) 業務説明書の配布

令和5年5月9日（火）から令和5年5月18日（木）午後5時までの間に、(1)の担当部署または「奈良県水循環・森林・景観環境部奈良の木ブランド課ホームページ」から入手するものとする。

ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(3) 参加表明書の提出

①提出期限 令和5年5月19日(金)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 (1)の担当部署と同じ

③提出物および提出部数：各1部

- ・様式1-1 参加表明書
- ・様式1-2 同類業務の実績

④提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) 企画提案書の提出

①提出期間 令和5年5月23日(火)から令和5年6月2日(金)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

②提出先 (1)の担当部署と同じ

③提出物および提出部数：正 各1部、副 各5部

- ・様式2-1 企画提案書
- ・様式2-2 奈良県非住宅木造建築市場調査業務に関する企画提案
- ・業務フロー及びスケジュール
- ・見積書

④提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 質問の受付

業務説明書に示すところによるものとする。

(6) 留意事項

業務説明書に示すところによるものとする。

5 受託者の特定

企画提案書を基に評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。ただし、総得点が一定基準に満たない場合は受託者として特定しない。

6 契約の締結

(1) 5により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約の内容は、提出のあった企画提案書及び見積書のとおりとするが、県が認める場合についてはこれによらないものとする。

7 契約の不締結

受託者の特定後、契約締結までの間に、受託者として特定された者について、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若し

くは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 8 契約の解除

契約締結後、受託者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、受託者は損害賠償金を納付しなければならないものとする。

## 9 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約保証金については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによる。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (5) その他、詳細は「業務説明書」によるものとする。